

## 「通訳・翻訳者養成コースのある外国語教室の解約に係る紛争案件」報告書 概要

### 1 紛争の概要

外国語教室の通訳・翻訳者養成コース（入門コース）の雑誌記事を見て興味を持ち、教室を訪れた申立人が、事業者に「英会話力を高めたい」旨を述べて約60万円の契約を締結したが、講義内容に不満を抱き、契約日から4日後、契約の解除を求める書面を事業者に送付した。しかし事業者は「当該コースはプロ養成のためのものであり、一旦契約したら一切解約できない。特定商取引法でも保護されている。」と拒否し、支払いを請求したため紛争となった。

### 2 報告にあたってのコメント

#### (1) 特定商取引法の基本的考え方

役務提供契約が、特定商取引法50条1項1号所定の「営業のために又は営業として」締結するものといえるかどうかは、受領者の職業や受講目的等（主観的側面）と、講義の内容が営業を行おうとする者のために適切であるか否か等、当該役務提供の内容（客観的側面）とを総合的に斟酌して、具体的・個別に判断すべきものであり、適用除外の肯定には慎重な対応が求められる。たとえ役務提供事業者の宣伝に「プロ向け」と記載されていたとしても、それだけで特定商取引法の適用除外を肯定すべきではない。

#### (2) 本件事案についての検討

申立人は海外在住の経験もあり、通常より高度の英語力を有すると考えられるものの、通訳や翻訳を職務内容としていない一般の会社員である。また契約の際、受講目的を「語学力養成」と明記しており、プロの通訳者・翻訳者となることを目的として申し込んだものではないことが窺われる。他方、本件コースの名称は通訳・翻訳者養成コース（入門コース）とあるが、宣伝冊子からコース内容が必ずしもプロの通訳者・翻訳者の養成のみを目的とするものではないことが窺われる。従って、本件事案は特定商取引法の適用除外には当たらないと解すべきである。

#### (3) あっせん案について

当該役務提供契約が特定商取引法の適用除外であるとする相手方事業者の主張に理由はなく、特定商取引法の適用がありクーリング・オフによる契約解除が可能であるところ、紛争の早期解決を図るため、双方が本件契約を合意解除して若干の金額を申立人が支払うことで解決を図った。

#### (4) 相手方事業者に対して

相手方事業者は、特定商取引法及び東京都消費生活条例上の契約書面の表示等に関わる以下の問題点を認識し、適切な改善措置をとる必要がある。

当該コースは必ずしもプロ通訳者・翻訳者の養成のみを目的としているわけではないから、「営業のための」コースであるとして、クーリング・オフや中途解約の申し出等の特定商取引法の適用を排除しようとする営業行為は不適正なものと言わざるを得ない。当該コースについても適式な書面に改善すべきである。

厚生労働省の教育訓練給付金について、通訳・翻訳者養成コースの全コースが適用されるかのごとく表記されていたが、実際は2コースのみが対象であった。対象コースは明確に表示する必要がある。

「レベルチェックの方法・進級制度」や「講座の体験・見学に関すること」について記載がなく、またクーリング・オフや中途解約の記載の印字が薄い。

#### (5) 消費者に対して

外国語教室等の役務提供契約は、役務内容について事前に了知することが難しく、消費者が契約後不満を持ちやすいものであるから、事業者が説明や見学対応等を十分に行わない場合には、消費者は契約を見合わせる等の判断も必要である。また、教育訓練給付金の給付を始め、様々な経済的メリットや特典に関する情報等にもみとられて慎重な判断を欠くようなことがないよう十分な注意が必要である。